

国立大学法人京都大学旅費規則新旧対照表

改正前			改正後																																										
<p>(前 略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 招へい責任者は、当該出張に必要な旅費の支払について、<u>本学職員以外の者に委任することができる。ただし、あらかじめ事業計画において明記されている研究分担者等への委任に限ることとし、この場合においても、招へい責任者が会計上の責任を負う。</u></p> <p>第5条 規程第4条第1項ただし書の規定により、<u>旅費の一部又は全部を旅行代理店又は宿泊施設等に支払うことを請求することができるのは、旅行代理店又は宿泊施設等が発行する請求書により支払う場合とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第10条 次表に定める旅費の請求に際しては、同表に定める書類を添付しなければならない。</p>			<p>第4条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 招へい責任者は、当該出張に必要な旅費の<u>支払い</u>について、<u>本学職員以外の者に委任することができる。ただし、あらかじめ事業計画において明記されている研究分担者等への委任に限ることとし、この場合においても、招へい責任者が会計上の責任を負う。</u></p> <p>第5条 規程第4条第1項ただし書の旅費の一部又は全部を旅行代理店又は宿泊施設等に支払うこと<u>の請求は、旅行代理店又は宿泊施設等が発行する請求書により支払う場合に限る。</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>第10条 (同 左)</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">内国出張</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>車賃(精算払)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国出張 様式1を使用</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旅行雑費</td> <td>① その支払を証明する書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>第6条第4項各号による予約等の取り消しに伴う損失額</td> <td>① 損失及びその金額の支払を証明する書類</td> </tr> </tbody> </table>			種類	対象	添付書類	内国出張		(略)	車賃(精算払)	(略)	外国出張 様式1を使用		(略)	旅行雑費	① その支払を証明する書類			(略)	その他	第6条第4項各号による予約等の取り消しに伴う損失額	① 損失及びその金額の支払を証明する書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内国出張</td> <td></td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>車賃(精算払)</td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>旅行雑費</td> <td>① その支払いを証明する書類</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国出張 様式1を使用</td> <td></td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>旅行雑費</td> <td>① その支払いを証明する書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>第6条第4項各号による予約等の取り消しに伴う損失額</td> <td>① <u>損失及びその金額の支払い</u>を証明する書類</td> </tr> </tbody> </table>			種類	対象	添付書類	内国出張		(同 左)	車賃(精算払)	(同 左)	旅行雑費	① その支払いを証明する書類	外国出張 様式1を使用		(同 左)	旅行雑費	① その支払いを証明する書類			(同 左)	その他	第6条第4項各号による予約等の取り消しに伴う損失額	① <u>損失及びその金額の支払い</u> を証明する書類
種類	対象	添付書類																																											
内国出張		(略)																																											
	車賃(精算払)	(略)																																											
外国出張 様式1を使用		(略)																																											
	旅行雑費	① その支払を証明する書類																																											
		(略)																																											
その他	第6条第4項各号による予約等の取り消しに伴う損失額	① 損失及びその金額の支払を証明する書類																																											
種類	対象	添付書類																																											
内国出張		(同 左)																																											
	車賃(精算払)	(同 左)																																											
	旅行雑費	① その支払いを証明する書類																																											
外国出張 様式1を使用		(同 左)																																											
	旅行雑費	① その支払いを証明する書類																																											
		(同 左)																																											
その他	第6条第4項各号による予約等の取り消しに伴う損失額	① <u>損失及びその金額の支払い</u> を証明する書類																																											
<p>備考 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>様式1-1～様式3 (略)</p>			<p>備考 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規則は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>様式1-1～様式3 (同 左)</p>																																										